

## 総価契約単価合意方式実施要領

〔平成21年3月30日〕  
〔総務第1260号〕

〔沿革〕平成21年3月30日付け総務第1260号制定

(趣旨)

第1 この要領は、総合評価落札方式の高度技術提案型において、競争参加者に技術提案の提出を求め、当該技術提案に基づき実施する適用工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(総価契約単価合意方式について)

第2 本工事で適用する総価契約単価合意方式(以下「本方式」という。)は、総価による工事請負契約を締結した後に、その内訳として工事数量総括表に記載してある工種毎(工事工種体系における種別・細別など)の単価(数量が一式の場合は金額)について単価協議・合意を行い、この合意した単価を請負代金額の変更積算等の基礎として用いる方式である。

(本方式における留意点)

第3 工事請負契約書の記載等については、次のとおりとするものとする。

(1) 公告等による入札参加者への周知

入札公告等に〔 〕内の文を記載することにより、本方式の試行対象工事であることを入札参加希望者に周知するものである。

【記載例】

- (○) 本工事は、総価契約単価合意方式の工事である。
- (○) 本工事では、請負契約締結後において、実施(詳細)設計の完了後、工事着工までの間に受発注者間の協議により、総価契約の内訳として単価を合意するものとする。
- (○) 合意に当たっては、技術提案に基づく詳細設計が完了した段階で数量が確定し、当初契約時とは数量が変更となる可能性があるが、総価契約の金額は変更しない。ただし、条件変更がある場合には詳細設計後の数量に基づき変更を行うことになる。
- (○) なお、単価合意優先順位については、発注者の積算基準額にある部分を、発注者の積算基準による算出単価に請負率を掛けた額とした上で対象数量を掛けて総価契約額から先取りする。次に発注者の積算基準に無い部分を、総価契約額から先取り額を差し引いた額の範囲内で受発注者間の協議により合意する。

(2) 契約書等の記載

① 請負代金内訳書及び単価合意書

本方式の実施にあたっては、請負者から請負代金内訳書の提出を受け、工種毎の単価の協議を行った上で、当該請負者と単価合意書を締結する必要があることから、工事請負契約書第3条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

契約書別記（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

3 甲及び乙は、実施設計完了後に行う設計図書の変更後、すみやかに協議し、単価合意書を作成するものとする。ただし、協議の開始から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 単価合意書（変更後の単価合意書を含む。）は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

5 乙は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、14日以内に設計図書に基づいて、甲に提出しなければならない。

6 第3項の規定は、単価合意書を変更する場合に準用する。

## ② 請負代金額の変更方法

本方式の実施に当たっては、請負代金額の変更を単価合意書記載の単価を基礎として定めることが可能なように、工事請負契約書別記第24条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

契約書別記（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない項目が生じた場合又は単価合意書によることが不適当な場合で特別な理由がないときあつては、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定め、その他の場合にあつては、単価合意書記載の単価を基礎として甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2・3 <略>

## ③ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

本方式の実施に当たっては、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書別記第25条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

契約書別記（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 <略>

2 <略>

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、単価合意書及び物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

4～8 <略>

## ④ 不可抗力による損害

本方式の実施に当たっては、不可抗力による損害の額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書別記第29条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

契約書別記（不可抗力による損害）

第29条 <略>

2～4 <略>

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書に基づき算定し、単価合意書に基づき算定することが不適当な場合には、甲乙協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。<以下略>

6 <略>

#### ⑤ 部分払

本方式の実施に当たっては、部分払金の額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書別記第37条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

契約書別記（部分払）

第37条 <略>

2～6 <略>

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、単価合意書により定め、単価合意書により定めることが不適当な場合には、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

#### ⑥ 部分引渡し

本方式の実施に当たっては、部分引渡しの場合における指定部分に相応する請負代金の額を単価合意書により定めることが可能なように、工事請負契約書別記第38条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

契約書別記（部分引渡し）

第38条 <略>

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書により定め、単価合意書により定めることが不適当な場合には、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

#### (3) 共通仕様書の適用

本工事においては、共通仕様書第3編1-1-2（請負代金内訳書及び工事費構成書）の規定は適用しないものとする。

#### (4) 実施設計完了後に行う設計図書の変更後の単価協議・合意

実施設計完了後に行う設計図書の変更後の単価協議・合意は、工事請負契約書別記第3条第1項及び第3項の規定に基づき実施する（第3（2）①の契約書記載例参照）ほか、以下の手続により実施するものとする。

- ア 単価を合意する項目は、工事数量総括表を基本とし、全ての項目に関して金額を合意するものとする。
- イ 工種毎の単価協議は、請負者が提出した「請負代金内訳書」（別記様式1）に基づき行うものとし、発注者は単価協議書（別記様式5）を作成の上、請負者に通知する。
- ウ 合意した単価の変更は、次の場合以外には行わないこととする。
- ・契約書別記第18条、25条に該当する条件変更があり、単価変動が必要な場合
  - ・数量の増減が著しく大きい場合など合意単価を用いることが不適当な場合
- エ 単価協議が成立した場合、別記様式2を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には、別記様式3を参考とした「単価表」を作成するものとする。
- オ 単価合意書の締結後、当該単価合意書を速やかに公表するものとする。この場合においては、公表は閲覧に供することにより行うものとする。
- カ 単価協議が協議開始の日から14日以内に整わなかった場合には、単価合意書の締結を行わない旨を、「工事請負契約書別記第3条第3項に係る協議が整わなかった場合の通知について」（別記様式6）で請負者に通知する。また、以降の契約変更においても単価協議・合意をおこなわない。なお、以前に締結した単価合意書がある場合、それは有効なものとして取り扱うものとする。

## 5 請負代金額の変更

請負代金額の変更は、工事請負契約書第24条の規定に基づき実施するものとする。（第3（2）②の契約書記載例参照）

- ア 請負代金額の変更における変更金額の積算は、既に合意した単価を基本に、別途定める「総価契約単価合意方式の積算について（案）」に基づき積算する。
- イ 請負代金額の変更は、従来どおり、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

## 6 請負代金額の変更後の単価協議・合意

請負代金額の変更後の単価協議・合意は、工事請負契約書第3条5項及び第6項の規定に基づき実施するものとする。（第3（2）①の契約書記載例参照）

なお、請負代金額の変更後の単価協議及び単価合意書の締結は、上記4の手続の例により実施するものとする。

## 7 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、工事請負契約書第25条の規定に基づき実施するものとする。（第3（2）③の契約書記載例参照）

## 8 不可抗力による損害の額の算定

不可抗力による損害の額の算定は、工事請負契約書第29条の規定に基づき実施するものとする。（第3（2）④の契約書記載例参照）

9 部分払

部分払の額の算定は、工事請負契約書第37条の規定に基づき実施するものとする。  
(第3(2)⑤の契約書記載例参照)

10 部分引渡しに係る請負代金の額の算定

部分引渡しに係る請負代金の額の算定は、工事請負契約書第38条の規定に基づき実施するものとする。(第3(2)⑥の契約書記載例参照)

11 監督及び検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

(その他)

第4 発注者及び請負者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めるものとする。

附 則 (平成21年3月30日付け総務第1260号)

この要領は、平成21年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

## 総価契約単価合意方式の積算について

本工事においては、従来の積算方法に対し、次の内容を取り入れるものとする。

### 1 請負代金額の変更に用いる単価について

#### ① 直接工事費及び共通仮設費(積上分)

数量の増減する工種	単価合意書記載の単価を使用
新規工種	土木工事標準積算基準書等により算出した単価に落札率を乗じて使用

#### ② 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等

合意単価を基にして算出した率(C)に、土木工事標準積算基準書の率式を利用した低減割合(D)を掛けた率を用いて算出する。

(例) 共通仮設費(率分) =  $B \times C \times D$

B = 当初契約と変更契約の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額

C =  $\frac{\text{当初契約の共通仮設費(率分)の合意金額}}{\text{当初契約の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額(合意単価)}}$

D =  $\frac{\text{当初契約と変更契約の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額を標準積算基準書の率式に代入した値}}{\text{当初契約の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額(合意単価)を標準積算基準書の率式に代入した値}}$